

川崎市告示第462号

指定障害児通所支援の事業の廃止について

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の20第4項の規定により、指定障害児通所支援の事業の廃止の届出がありましたので、同法第21条の5の25第1項第2号の規定に基づき別表のとおり告示します。

令和8年8月6日

川崎市長 福田 紀彦

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	事業の種類	廃止の年月日	事業所番号
ウェルビー株式会社	ハビー高津駅前教室	神奈川県川崎市高津区溝口三丁目7番地11号高津駅前J'sビル5階	児童発達支援	令和8年4月30日	1455300622